

大分市上下水道局マスコットキャラクター「みずタン」着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、大分市上下水道局（以下「局」という。）マスコットキャラクター「みずタン」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出について、必要な事項を定めるものとする。

(貸出)

第2条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみの使用目的が営利を目的とせず、水道事業及び公共下水道事業（以下「上下水道事業」という。）又は「みずタン」のPRに資すると認められる場合に着ぐるみを貸し出すことができる。

(貸出の申請)

第3条 着ぐるみの貸出を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、「みずタン」着ぐるみ使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申込は、貸出を希望する日の2か月前から2週間前までの期間に提出しなければならない。なお、管理者が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(貸出の承認)

第4条 管理者は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出を承認することができる。

(1) 着ぐるみの使用用途が、第2条に該当しないとき。

- (2) 使用を希望する日に、既に着ぐるみの使用が予定されているとき。
- (3) 局の品位を傷つけるおそれ、又は上下水道事業に対する正しい理解の妨げとなるおそれのあるとき。
- (4) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
- (5) 着ぐるみのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (6) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (7) 特定の個人、団体、企業、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を行う者が使用するとき。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用するとき。
- (10) その他管理者が不相当と認めたとき。

2 管理者は、前項の規定により使用を承認する場合は、「みずタン」着ぐるみ貸出承認書（様式第2号）により、使用を承認しない場合は、「みずタン」着ぐるみ貸出不承認書（様式第3号）により、申請者に対し通知する。なお、同一時期に複数の申込があった場合は先着順とする。

3 管理者は、承認に際し、条件を付すことができる。

（貸出方法）

第5条 貸出を受ける者（以下「使用者」という。）は、着ぐるみの受取・返却について、局と直接行うことを原則とする。

2 貸出に伴う搬出及び搬入は、使用者が行うものとする。なお、搬送に当たっては、局の指示に従うものとする。

（貸出期間）

第6条 貸出期間は、原則として5日以内とする。なお、管理者は、局の業務予定に伴いこの期間を変更できるものとする。

（貸出料）

第7条 貸出料は、無償とする。

（遵守事項）

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）承認された行事のみに使用すること。

（2）貸出期間を遵守すること。

（3）着ぐるみ返却時には、着ぐるみを使用した際の状況がわかる写真等を提出すること。

（4）着ぐるみを第三者に転貸しないこと。

（5）着ぐるみの使用について、別紙の注意事項を遵守して取り扱うこと。

（6）第4条第3項に基づく条件が付された場合、これに従って使用すること。

（承認の取消）

第9条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったときは、その承認を取り消すとともに、以降の使用は承認しない。この場合、使用者に損害が生じても、局はその責めを負わない。

（現状復帰）

第10条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニング等を行い、現状に復さなければならない。

(貸出者の免責)

第11条 着ぐるみの使用により使用者が受けた被害、又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、局は一切その責めを負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。